

障がい者・難病患者当事者の声を反映させた
新型コロナウイルス対策を求めます

2020年4月20日
立憲民主党 障がい者・難病PT

当PTは新型コロナウイルス対策に関して、4月7日の会合で全日本ろうあ連盟から緊急要望を伺い、また4月10日にはPT幹事の道下大樹衆議院議員と枝野代表が、4月17日にはPT役員が、集団感染が発生した重度知的障害者入所施設「北総育成園」（千葉県東庄町）を運営されている社会福祉法人「さざんか会」からご意見を伺いました。その他多くの障がい当事者や難病患者・家族からの声を踏まえ、以下の措置を政府に求めます。

1. 政府や自治体、各報道機関・メディア（ネットを含む）において、情報アクセシビリティの確保と徹底（手話、字幕、点字印刷、音声対応、知的障害者などにも分かりやすい形の情報提供）を行うこと。
2. 聴覚障がい者の適切な受診機会の確保と、手話通訳者の感染を防止するため遠隔手話通訳システムの構築を急ぐこと。
3. 運営法人の感染予防や感染拡大防止の努力にもかかわらず、障がい者の入所施設やグループホームにおいて集団感染が起きてしまった時に、運営法人や当該市町村、都道府県だけでは対応できない事態に備えて、他の法人や自治体等から、障がいの特性や施設運営に知見や経験のある外部専門家による人的支援が、すみやかに行われる体制の構築を検討するとともに、都道府県と市区町村間の情報共有と連携が円滑に行われるよう、国としても積極的に関与すること。
4. 障害福祉事業の利用者や職員に感染者が出た場合、集団感染の発生防止の観点から、都道府県の用意する一時滞在施設での優先的な取り扱いを検討するよう助言するとともに、施設内での感染者の隔離がしっかりと行えるよう施設整備、改修費について支援を行うこと。
5. 今回の「北総育成園」の現場実態を共有し、厚生労働大臣からのメッセージとともに発信して、差別や誹謗中傷を減らすとともに、その記録を今後の施策に反映すること。
6. 障害福祉事業の利用者や職員に濃厚接触者が出た場合、PCR検査へ確実につ

なげるための対応指針を早急に示すとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による報酬の大幅減少を防ぐための特別な措置や柔軟な運用について地域格差をなくすよう、また障がい者・難病患者とその介助者に PCR 検査を優先的に受けさせることを検討することを自治体に助言すること。

7. 家族の介護負担を考慮し、障害福祉事業所等へ一律に休業要請はせず、個別の判断と対応に対して、必要な量のマスクや消毒液を供給するなど自治体と連携して支援を行うこと。
8. 入所施設及びグループホームの利用者が感染した場合、障がいのない人と同等にすみやかに入院できるよう体制を確保することとともに、利用者が一時帰宅した場合にはすみやかに訪問系サービスを利用できるようにすること。
9. ヘルパーによる介助サービスを受けている障がい者や難病患者に、発熱あるいは風邪の症状があることを理由にして、サービス利用者との協議なしに一方的にヘルパーの派遣を中止することのないよう、ヘルパー派遣事業者に助言を行うこと。
10. 感染拡大防止の観点から訪問系サービスを中止せざるを得ない場合は、生活に不可欠な支援が届かなくなることをないよう、事業所との事前協議を自治体に助言すること。
11. 障害福祉事業所、精神科病棟、障がいや難病を理由に人工呼吸器など医療的ケアを必要としている児童、成人の在宅療養現場に、防護服、消毒用アルコール、マスク、ガーゼ等、感染予防に不可欠な装備や備品が優先的に提供されるよう、国として必要な措置を講じるとともに、自治体に助言すること。
12. 買上げを含む人工呼吸器の増産と、必要な医療機関への配備、集中治療室の増設や人工呼吸器を取り扱える者の増員を図り、障がいを理由とした命の選別を行わないこと。
13. 在宅勤務切替えのための就労中の重度訪問介護サービス利用及び支給量の一時的増加のすみやかな容認、重度訪問介護従事者研修・医療ケア 3 号研修などの受講要件の緩和、訪問サービスに代わる電話による相談、助言の報酬対象化等、障害福祉サービス継続のための柔軟な対応と措置を行うとともに、こと。
14. 市町村事業である地域活動支援センターについても、報酬の取り扱いや

マスク等の配布等の面で、他の障害福祉事業所と同等の扱いとなるよう国として必要な措置を講じるとともに、市町村に助言すること。

15. 精神科病棟において感染のリスクが高くなった場合、本人の意志に反してそこに留められること等のないよう転院・退院の相談体制を設けるなど精神障がいのある人の人権を尊重するとともに、検査などの情報へのアクセス感染した場合の医療の提供などにおいて、精神障がいのある人が差別されないようにすること。
16. 外出自粛や特別給付金の支給にあたって、同居している障がい児者に対する暴力や虐待（金銭的虐待を含む）が増えないよう、暴力や虐待を防止するための相談体制の充実や虐待が疑われる養護者へすみやかな介入のために、自治体と児相、NPOなどが連携を図るよう支援を行うこと。
17. 感染者の医療、看護、介護にあたる人々に PTSD に近い症状が報告されていることを踏まえ、心のケア等、適切な労務管理の充実を図ること。
18. 障がい者や難病患者の当事者家族団体や支援団体、障害福祉事業所等の NPO 法人の事業報告書等の提出期限の延期や今後、寄附金が極端に落ち込んだ際の緊急的な財政支援の方策について、検討を行うこと。

以上